

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）	7
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....（農業支援課）	7
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	7
○建設業を営む者に対する監督処分.....（建設情報課）	8
○道路の供用の開始.....（道路課）	10
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	10
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	11

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	11
----------------------	----

道警察本部告示

○指定自動車教習所職員講習実施規程の一部を改正する規程.....	13
----------------------------------	----

告 示

北海道告示第699号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、高病原性鳥インフルエンザの予察のための検査を受けることを命ずる。

平成19年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 実施する区域及び実施の期日
実施する区域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 海 道 一 円 平成19年12月1日から平成20年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で採卵の用に供する鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

- 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、帯広市土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成19年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 氏 名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理 事 土 田 俊 次	帯広市美栄町西3線112番地5 帯広市美栄町西3線112番地15

北海道告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 網走市字能取283の2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 風害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第702号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市・勇払郡占冠村（以上1市1村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 石狩郡当別町字青山2915の313（国有林。次の図に示す部分に限る。）、2915の35・2915の36・2915の41・字中小屋2915の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡むかわ町生田316の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第703号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商 号 又 は 名 称 建設業の許可の番号 処分年月日
 有限会社 フ ジ 電 工 般-18 石第19183号 平成19.7.2

鈴 蘭 ガ レ ー ジ 株 式 会 社 般・特-17 石第10391号 同
 ユ ニ レ ッ ク ス 株 式 会 社 般-15 石第18391号 同 19.7.3
 インターナショナル・テクニカルコーポレーション株式会社 般-16 石第18673号 同 19.7.4
 有限会社 小 黒 板 金 工 業 所 般-18 石第3019号 同
 株式会社 エ タ ー ナ ル ホ ー ム 般-14 石第18057号 同 19.7.5
 真 鍋 建 設 般-14 石第6600号 同
 株式会社 札 冷 工 業 般-19 石第8951号 同 19.7.6
 丸 正 葵 建 設 株 式 会 社 特-18 石第7859号 同 19.7.9
 ナ ッ ク シ ン コ ー 株 式 会 社 般-16 石第18613号 同 19.7.11
 株式会社 野 田 技 建 般-17 石第11767号 同 19.7.12
 株式会社 小 川 ホ ー ム サ ー ビ ス 般-14 石第17841号 同 19.7.13
 川 上 工 業 株 式 会 社 般-19 石第14117号 同 19.7.18
 日 新 電 産 株 式 会 社 般-18 石第6089号 同
 有限会社 北 央 技 建 般-17 石第17181号 同 19.7.20
 株式会社 ア ー ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン 般-17 石第18899号 同 19.7.30
 株式会社 キ ム ラ 般-18 石第8370号 同 19.7.31
 株式会社 山 本 組 般-14 石第2486号 同 19.8.3
 高 島 土 建 株 式 会 社 般-14 石第2356号 同 19.8.6
 有限会社 ス ト ー ン ク ラ フ ト 般-17 石第19000号 同 19.8.7
 株式会社 カ ン ペ 共 販 北 海 道 般-16 石第16492号 同
 チ ザ キ 機 工 株 式 会 社 特-14 石第17995号 同 19.8.9
 北 海 道 衛 生 工 業 株 式 会 社 般-14 石第7886号 同 19.8.10
 共 栄 建 設 株 式 会 社 般-14 石第6862号 同 19.8.13
 有限会社 丸 光 熊 谷 技 建 般-14 石第17926号 同 19.8.17
 千 歳 市 管 工 事 業 協 同 組 合 般-14 石第15781号 同
 有限会社 グ ロ ー バ ル ワ ー カ ー 般-14 石第17899号 同 19.8.24
 株式会社 ジ ー エ ス シ ー 北 海 道 般-14 石第17950号 同 19.9.5
 株式会社 室 内 内 装 置 店 般-17 石第1309号 同 19.9.10
 有限会社 丸 善 吉 田 鉄 工 般-18 石第12302号 同 19.9.11
 カ ナ 防 水 工 業 有 限 会 社 般-17 石第13177号 同 19.9.12
 林 建 設 株 式 会 社 般-18 石第5591号 同 19.9.26
 株式会社 ト ー シ ョ ウ ビ ル サ ー ビ ス 般-17 渡第4228号 同 19.8.2
 有限会社 福 澤 建 設 般-14 渡第2488号 同 19.8.7
 株式会社 道 商 般-15 渡第4101号 同 19.8.9

株式会社	タウンホームズ道商	般-15	渡第4102号	平成19. 8. 9	佐藤建具家具製作所	般-14	十第2149号	同	19. 6. 7
株式会社	松原組	般・特-18	渡第441号	同	有限会社金武重機工業	般-18	十第3340号	同	19. 6. 8
株式会社	道建リ-ス	般-18	渡第2838号	同	三栄鉄筋工業	般-14	十第3399号	同	
株式会社	北稜建設	特-17	渡第629号	同 19. 8.16	株式会社北海道ダイト	般-14	十第3127号	同	19. 6.11
有限会社	一戸建設	般-14	渡第3999号	同 19. 8.30	ダイトホームランナーズ株式会社	般-14	十第3425号	同	19. 6.12
有限会社	千代土木工業所	般-19	渡第2732号	同 19. 9.11	株式会社カワタ・ビーアイシー	般-14	十第3391号	同	19. 6.21
滝沢建設		般-14	檜第66号	同 19. 7. 9	株式会社清水組	般-18	十第615号	同	19. 6.28
株式会社	佐藤工務店	般-18	檜第170号	同 19. 8.21	有限会社鈴木組	般-18	十第617号	同	19. 7. 5
中山左官工業		般-14	檜第87号	同 19. 8.29	エフケー建設株式会社	般-18	十第2580号	同	19. 7. 6
福島建設備		般-16	後第1845号	同 19. 7. 9	有限会社松浦重機建設工業	般-18	十第3368号	同	19. 7. 9
株式会社	酒井工務店	般-18	後第701号	同 19. 9.11	芳賀板金工業所	般-18	十第3332号	同	19. 7.26
菅原組		般-18	後第689号	同 19. 9.25	道東ピーシーエ工業株式会社	般-15	十第3183号	同	19. 8. 1
角浪建設株式会社		般・特-17	空第1247号	同 19. 7. 2	株式会社浜出建設	特-18	十第341号	同	19. 8. 6
富岡管工株式会社		般-17	空第1865号	同	有限会社村山工業	般-17	十第1211号	同	19. 8.13
歌志内建設協同組合		特-18	空第967号	同 19. 7.10	株式会社キシダ	特-16	十第1324号	同	19. 8.17
北日本商販株式会社		般-14	空第2892号	同 19. 7.19	釧路東部産業株式会社	般-17	釧第1909号	同	19. 8.27
本田土木株式会社		般-19	空第2192号	同 19. 7.27	有限会社マルナカ東進興業	般-18	釧第2448号	同	19. 8.30
アサヒ建設株式会社		特-17	空第2214号	同 19. 8. 1	2 許可の一部廃業				
株式会社栄泉		特-16	空第2660号	同 19. 9. 6	商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日		
株式会社丸幸奥山板金工業		般-14	空第1312号	同 19. 9. 7	有限会社ハマナス健工	般-17	石第19107号	平成19. 7. 3	
株式会社朝日工業		般・特-19	上第2868号	同 19. 9. 4	ホクトヤンマー株式会社	般-18	石第12311号	同 19. 7.12	
大槻建設株式会社		般・特-14	上第232号	同 19. 9.20	有限会社新征建設	般-15	石第18264号	同 19. 7.13	
春木たたみ内装店		般-17	網第2341号	同 19. 8.23	株式会社ネクスコ・	特-18	石第8250号	同 19. 7.17	
大槻建設		般-18	網第2206号	同 19. 9. 5	エンジニアリング北海道				
有限会社小笠原建設		般-18	網第2136号	同 19. 9.10	広伸プラント工業株式会社	般-14	石第12816号	同 19. 7.20	
有限会社宮崎重機土木		般-14	網第553号	同	東洋ガス工業株式会社	般-17	石第7487号	同 19. 7.24	
丸協ガラース店		般-14	網第2121号	同 19. 9.18	高瀬塗装工業株式会社	般-18	石第8774号	同 19. 7.25	
大北興業株式会社		般-14	網第2919号	同 19. 9.19	株式会社アクアテック	般-14	石第17863号	同 19. 7.26	
檜崎造船株式会社		特-15	胆第4306号	同 19. 7. 4	三上建設株式会社	特-14	石第1897号	同	
株式会社苫石		般-18	胆第4173号	同 19. 7.26	株式会社中澤設備工業	般-17	石第9054号	同	
有限会社胆振工業		般-16	胆第4363号	同 19. 8.24	株式会社カネハチ	般-18	石第17538号	同 19. 7.30	
株式会社ナガワ建販		般-16	胆第4056号	同 19. 9.10	協栄特殊ガラス興業株式会社	般-17	石第19111号	同 19. 8. 7	
胆振西部家具建具協同組合		般-18	胆第3780号	同 19. 9.20	株式会社札総	般-14	石第17906号	同 19. 8. 9	
日東電機工業株式会社		般-16	日第193号	同 19. 9.13	笹谷設備工業株式会社	般-14	石第11450号	同 19. 8.15	
有限会社村上工務店		般-17	十第253号	同 19. 5.31	株式会社未来環境	般-14	石第17909号	同 19. 8.28	

大和プラント建設株式会社	般-14	石第12849号	平成19. 8.29
大成電気株式会社	般-14	石第2296号	同 19. 8.31
北海銅機株式会社	般-17	石第7968号	同
北海道ナショナル設備建材株式会社	般-18	石第14983号	同 19. 9. 4
株式会社 札 東 開 発	特-15	石第2129号	同 19. 9. 5
恒和建設工業株式会社	般-17	石第17081号	同
株式会社 アイディック	般-19	石第14164号	同 19. 9. 6
株式会社 三 和 重 機	般-18	石第5189号	同 19. 9.20
有限会社 ユウホク設備	般-14	石第17986号	同 19. 9.27
三協機械建設株式会社	般-14	渡第630号	同 19. 8.21
株式会社 草 別	般-18	後第1392号	同 19. 7. 9
株式会社 北 照 通 信 電 設	般-18	後第1877号	同 19. 8. 9
中山建設株式会社	特-18	後第430号	同 19. 8.16
株式会社 上 野	般-16	後第1840号	同 19. 9.11
赤平建設株式会社	般-18	空第605号	同 19. 7. 5
亀谷建設株式会社	般-14	空第547号	同 19. 7.24
株式会社 遠 藤	特-18	空第272号	同 19. 8. 3
株式会社 マ ル フ ジ	般-19	空第3335号	同
綜実工業株式会社	般-18	空第1024号	同 19. 8. 7
北興産業株式会社	般-16	空第3377号	同 19. 8.20
渡部建設株式会社	特-18	空第1242号	同 19. 9. 5
株式会社 飯 沼	特-18	上第985号	同 19. 9. 3
北原建設株式会社	般-14	上第1959号	同 19. 9. 4
株式会社 豊 岡 建 設	般-18	上第2897号	同 19. 9.18
聖太建設株式会社	般-18	網第91号	同 19. 8. 3
丸幸建設株式会社	般-18	網第183号	同 19. 8.20
横川建設有限会社	般-18	網第1179号	同 19. 8.29
株式会社 山 口 産 商	特-17	網第580号	同 19. 9.10
株式会社 広 瀬 建 設	般-18	胆第4343号	同 19. 8. 3
株式会社 フ ジ メ ッ ク	般-17	胆第1335号	同
高南工業株式会社	般-14	胆第4149号	同 19. 8.27
有限会社 大 倉	般-18	日第509号	同 19. 8.17
池内建設株式会社	特-17	日第127号	同
株式会社 環 境 整 備 公 社	般-14	日第636号	同 19. 8.24
株式会社 フ ク	般-18	十第3051号	同 19. 6.15

株式会社 小 島 組	般-14	十第657号	同 19. 6.20
株式会社 カ ン キ ヨ ウ	般-18	十第2315号	同 19. 6.25
小川建設工業株式会社	般-17	十第662号	同 19. 6.28
株式会社 下 沢 組	般-18	十第1485号	同 19. 7. 6
コウケツ建設工業株式会社	般-14	十第1621号	同 19. 7.17
株式会社 エ ー ワ ン ホ ー ム	般-14	十第3403号	同 19. 8. 6
株式会社 ケ イ セ イ 建 材	般-18	十第10号	同 19. 8. 8
有限会社 久 保 田 土 木	般-14	十第2652号	同 19. 8.13
株式会社 太 田 土 建	特-18	釧第39号	同 19. 8. 1
株式会社 蝦 名 塗 装 店	般-14	釧第242号	同 19. 8.20
株式会社 進 藤 工 業	般-14	釧第2484号	同 19. 9.11
高砂電機株式会社	般-14	根第146号	同 19. 8.14

北海道告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 瑞穂東川線	旭川市東旭川町瑞穂741番10地先(道路敷地)から 旭川市東旭川町瑞穂542番1地先まで	平成19.11.12
	上川郡東川町946番20地先から 上川郡東川町2838番1地先まで	同 19.11.15

北海道告示第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成19年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 札幌圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年11月6日

北海道教育庁網走教育局長 高 村 満

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ及びソフトウェア（67台）	一式
イ サーバー機及びソフトウェア（2台）	一式
ウ 収納ラック	1台
エ ノート型パーソナルコンピュータ及びソフトウェア（6台）	一式
オ 中間モニターシステム	20台
カ カラーレーザープリンタ	3台
キ モノクロレーザープリンタ	5台
ク ポスタープリンタ	3台
ケ 教材提示用装置	2台
コ カラーイメージスキャナ	2台
サ デジタルビデオカメラ	9台
シ デジタルカメラ	21台
ス 教師用机	2台
セ 生徒用机	20台
ソ 書類保管庫	2台
タ レターケース	1台
チ 液晶プロジェクター	4台
ツ スクリーン	4台
テ ポータブルワイヤレスアンプ	3台
ト 簿記白板	4台
ナ 電話対応研修機器	1台
ニ パーテンション	一式
ヌ 会議用テーブル	60台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成20年3月21日

(4) 納 入 場 所 北海道紋別高等学校（紋別市南が丘町6丁目3番47号）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年11月6日から12月6日

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁網走教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階3号会議室
（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成19年12月20日（木）午前10時（送付による場合は、平成19年12月19日（水）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。
また、電子メールによる交付を希望する場合は、電子メール

にてsatou.hajime@pref.hokkaido.lg.jpに申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0750

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Desktop Personal Computer	67
b . Server Machine	2
c . Receiver for Server Machine	1
d . Notebook-size Personal Computer	6
e . Middle Monitor System	20
f . Color Laser Printer	3
g . Monochromatic Laser Printer	5
h . Poster Printer	3
i . Teaching Material Presentation	2
j . Color Image Scanner	2
k . Digital Video Camera	9
l . Digital Camera	21
m . Teacher's Desk	2
n . Student's Desk	20
o . Filing Cabinet	2
p . Letter Case	1
q . Liquid Crystal Projector	4
r . Screen	4
s . Portable Wireless Amplifier	3
t . White Board for Bookkeeping	4

u . Telephone Reception training Equipment	1
v . Partition	1
w . Meeting Table	60

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 20, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than December 19)

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Kita 7, Nishi 3, Abashiri, Hokkaido,
093-8619, Japan
Phone : 0152-41-0750

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第160号

指定自動車教習所職員講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年11月6日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

指定自動車教習所職員講習実施規程の一部を改正する規程

指定自動車教習所職員講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 教習指導員又は技能検定員である者が管理者を直接に補佐する職員である場合は、教習指導員又は技能検定員に対する講習のほか、管理者を直接に補佐する職員に対する講習を受講するものとする。

第3条から第5条までを次のように改める。

第3条 削除

（学科講習用教材）

第4条 学科講習に使用する教材は、指定自動車教習所職員として必要な知識及び技能を習得させるための教本、視聴覚教材等を使用するものとする。

（技能講習の方法）

第5条 技能講習は、講習車両1台につき受講者5人以内で、講習実施基準の技能講習項目を実習し、相互に自動車の運転技能を観察し、採点させるものとする。

第8条第1項中「交通部長」を「責任者」に改め、同条第2項中「方面本部長」を「責任者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 講習の実施に関し、部外講師を必要と認めたときは、責任者が依頼するものとする。

第10条を次のように改める。

(簿冊の備付け)

第10条 責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 講習実施簿（別記第 1 号様式）
- (2) 指定自動車教習所職員講習受講者名簿（別記第 2 号様式）
- (3) 指定自動車教習所職員講習通知書（写）
- (4) 指定自動車教習所職員講習受講書（規則別記様式第 9 号）
- (5) その他関係書類

別表の次に次の 2 様式を加える。

別記第1号様式(第10条関係)

講 習 実 施 簿

講 習 年 月 日			
講 習 区 分		講習担当者	
受 講 人 員		欠 講 者	
講 習 課 目			
講習実施状況			
備 考			

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第10条関係）

指定自動車教習所職員講習受講者名簿

年

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

この規程は、平成19年11月6日から施行する。